

指導要録の保存期間とそれを原簿とする諸証明の発行期間について

区 分		平成6年度以降の入学生徒の指導要録	
		様式1	様式2
保 存 期 間		20年間	5年間
生徒指導要録 を原簿とする 証明書発行 可能期間	成績証明書 調査書	/	卒業後5年間発行 可能
	単位取得証明書	卒業後20年間発行 可能	/

注 卒業生が指導要録の保存期間を過ぎた後に大学、短期大学、専修学校等への進学を希望した場合、調査書等を発行することができないが、これによって受検者が不利になることがないように、文部科学省が大学等に一層の徹底を図っているところである（本人へ【東京都公立高等学校指導要録の廃棄について（通知）】を交付し、発行が不可能な旨を通知する）。